

報告事項について

< 1. 化学物質対策 >

- (1) 平成 18 年度 P R T R データの概要等について----- 1
- (2) ナノ材料環境影響基礎調査検討会について----- 3
- (3) 化学物質環境実態調査の結果、進捗状況等について----- 4
- (4) 化学物質の環境リスク初期評価（第 6 次とりまとめ）の結果について----- 10
- (5) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況及び
同法の見直しについて----- 12
- (6) J a p a n チャレンジプログラム中間評価（案）について----- 15
- (7) 化学物質審査及び製造等の規制に関する法律の見直しに係る審議について- 17

< 2. 公害健康被害対策 >

- (8) 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律の公布について- 28

< 3. 水俣病対策 >

- (9) 水俣病対策をめぐる現状について----- 31

< 4. 石綿健康被害対策 >

- (10) 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
の公布について----- 34
- (11) 石綿の健康影響に関する各種調査について----- 41

< 5. その他 >

- (12) 熱中症の予防に関するシンポジウムについて----- 46

平成18年度PRTRデータの概要等について

－化学物質の排出量・移動量の集計結果等－

環境省は、経済産業省と共同で、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者から届出があった化学物質の排出量・移動量等のデータの第6回目の集計等を行い、平成20年2月22日、その結果を公表しました。

1. 経緯

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）が導入されました。PRTR制度の導入により、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354種類の化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を公表することとなっています。

平成19年4月より、法施行後第6回目の事業者による排出量等の届出が開始され、平成18年度の排出量・移動量について、全国およそ4万1千の事業所から届出がありました。

平成20年2月22日、環境省は、経済産業省と共同で、事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計を行い、その結果を公表しました。

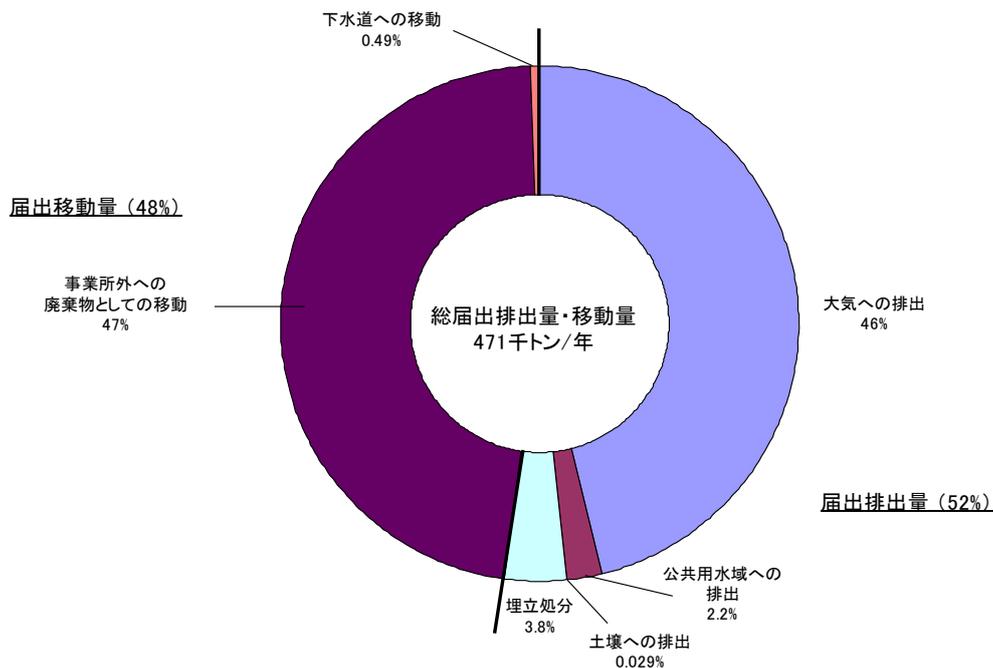
2. 平成18年度PRTRデータの概要

①届出排出量・移動量

平成18年度に届出対象事業者が把握し、届け出られた事業所からの排出量・移動量は下記のとおりです。平成18年度届出データの特徴として、届出事業所数が増加した一方、届出排出量及び届出移動量は減少しました。

- ・ 届出事業所数 40,980 事業所（前年度 40,795 と比べて約 200 増加）
- ・ 届出排出量 245 千トン（前年度 259 千トンと比べて減少）
- ・ 届出移動量 225 千トン（前年度 229 千トンと比べて減少）
- ・ 届出排出量と届出移動量の合計
471 千トン（前年度 488 千トンと比べて減少）

図. P R T R制度に基づく届出排出・移動量（平成18年度）



②届出外排出量

届出対象業種以外の事業所や、家庭、自動車等からの届出対象外の排出量は、315千トン（前年度347千トンと比べて減少）でした。

3. P R T Rデータの集計結果に関する資料の入手先

P R T Rデータの集計結果に関する資料につきましては、以下のホームページに掲載しています。

< P R T Rインフォメーション広場 >

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

また、下記の P R T R 窓口において関連資料を配布しております。

< 環境省環境保健部環境安全課内 P R T R 開示窓口 >

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

電話番号：03-3581-3351（内線6356）03-5521-8260（夜間直通）

FAX：03-3580-3596

「平成20年度第1回ナノ材料環境影響基礎調査検討会」の開催について

平成20年7月11日

環境保健部環境安全課

ナノ材料は、新しい機能材料として近年技術開発が進んでおりますが、今後の大規模な商品化に伴い、その安全性に関する知見が十分に集積されないまま、環境中に排出されるおそれも指摘されています。

そこで、環境省では、ナノ材料の使用実態等を踏まえた環境中への放出の可能性と管理手法についての知見の収集と整理を行うため、学識経験者等からなる「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」を設置し、第1回検討会を6月16日（月）に公開で開催いたしました。

1. 背景

ナノ材料は、フラーレン様化合物（炭素原子が球状に集合した形状）、カーボンナノチューブ、金属・金属化合物超微粒子等、特異な物理的性状を有する新しい機能材料として近年技術開発が進められています。一方、環境・生体中の動態に関する知見が不足しており、今後の大規模な商品化に伴い、こうした知見が十分に集積されないまま、ナノ材料が環境中に排出されるおそれも指摘されています。また、今般、国立医薬品食品衛生研究所などから、カーボンナノチューブの有害性に関する報告もされています。

このため、環境省において、ナノ材料の使用実態等を踏まえた環境中への放出の可能性と管理手法についての知見の収集と整理を行う必要があることから、専門家による「ナノ材料環境影響基礎調査検討会」を設置して検討を行うこととしました。

2. 会議概要

- ・開催日時 平成20年6月16日（月）13時30分～15時30分
- ・開催場所 法曹会館 高砂の間（東京都千代田区霞が関1-1-1）
- ・議題
 - （1）ナノ材料の環境影響に関する基礎調査について
 - （2）現状のナノ材料の開発状況等について
 - （3）当面の検討対象物質について
 - （4）その他

化学物質環境実態調査の結果等について

平成20年7月11日
環境保健部環境安全課

I. 化学物質環境実態調査の結果等の概要

化学物質環境実態調査の平成18年度調査結果及び平成19年度調査内容については、概要以下のとおり。

調査細目	目的	18年度結果	19年度内容
初期環境調査	あるかどうかを調べる。	56物質(群)を調査し 水質:13物質(群) 底質:3物質(群) 生物:1物質 大気:7物質(群) を検出	29物質(群)を調査
詳細環境調査	より詳しく調べる。	38物質(群)を調査し 水質:11物質 底質:3物質 生物:5物質 大気:6物質 食事:2物質 を検出	25物質(群)を調査
モニタリング調査	定期的に調べる。	18物質(群)を調査し 水質:10物質(群) 底質:10物質(群) 生物:16物質(群) 大気:11物質(群) を検出	18物質(群)を調査

Ⅱ. 平成 18 年度調査結果について

1. 初期環境調査 56 物質(群)について調査を実施した。

(1) 水質 全国 48 地点で調査を実施し、49 調査対象物質(群)中、次の 13 物質(群)が検出された。

- ① 9,10-アントラセンジオン(別名:アントラキノ)
- ② 2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名:アメトリン)
- ③ 5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1*H*,3*H*,5*H*)-ピリミジントリオン(別名:フェノバルビタール)
- ④ 1,2-エポキシブタン
- ⑤ 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン)
- ⑥ α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:シクロプロトリン)
- ⑦ シクロヘキサノン
- ⑧ ジクロロプロモメタン
- ⑨ 5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン(別名:フェニトイン)
- ⑩ 2-(ジ-*n*-ブチルアミノ)エタノール
- ⑪ 1,4-ジブプロモブタン
- ⑫ タリウム及びその化合物(タリウムとして)
- ⑬ メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名:ピリミノバックメチル)

(2) 底質 全国 11 地点で調査を実施し、6 調査対象物質(群)中、次の 3 物質(群)が検出された。

- ① アジピン酸
- ② ベンジルアルコール
- ③ ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル類(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの)

(3) 生物 全国 5 地点で調査を実施し、1 調査対象物質中、次の 1 物質が検出された。

- ① フェナントレン

(4) 大気 全国 18 地点で調査を実施し、28 調査対象物質(群)中、次の 7 物質(群)が検出された。

- ① インジウム及びその化合物(インジウムとして)
- ② 1,2-エポキシブタン
- ③ 2-クロロプロピオン酸
- ④ 2,4-ジニトロ-6-オクチルフェニル=クロトナート及び 2,6-ジニトロ-4-オクチルフェニル=クロトナートの混合物(オクチル基が 1-メチルヘプチル基、1-

エチルヘキシル基又は1-プロピルペンチル基であるものの混合物に限る。)(別名:ジノカップ又はDPC)

- ⑤ タリウム及びその化合物(タリウムとして)
- ⑥ テルル及びその化合物(テルルとして)
- ⑦ フェナントレン

2. 詳細環境調査 38 物質(群)について調査を実施した。

(1) **水質** 全国 37 地点で調査を実施し、22 調査対象物質(群)中、次の 11 物質が検出された。

- ① *O*-エチル=*O*-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名:EPN)
- ② 2,6-キシレノール
- ③ 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU)
- ④ 2,4-ジ-*tert*-ブチル-6-(5-クロロ-2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
- ⑤ チオりん酸 *O,O*-ジエチル-*O*-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)
- ⑥ チオりん酸 *O,O*-ジメチル-*O*-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェントロチオン又はMEP)
- ⑦ 2-(2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール
- ⑧ メタクリル酸メチル
- ⑨ *N*-メチルカルバミン酸 2-*sec*-ブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)
- ⑩ りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名:ジクロルボス又はDDVP)
- ⑪ りん酸トリブチル

(2) **底質** 全国 13 地点で調査を実施し、7 調査対象物質中、次の 3 物質が検出された。

- ① 2,4-ジ-*tert*-ブチル-6-(5-クロロ-2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
- ② *N,N*-ジメチルホルムアミド
- ③ 2-(2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール

(3) **生物** 全国 15 地点で調査を実施し、11 調査対象物質(群)中、次の 5 物質(群)が検出された。

- ① 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU)
- ② 2,4-ジ-*tert*-ブチル-6-(5-クロロ-2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
- ③ 水素化テルフェニル
- ④ ヒドラジン
- ⑤ 2-(2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール

(4) **大気** 全国 15 地点で調査を実施し、7 調査対象物質中、次の 6 物質が検出された。

- ① 酢酸イソブチル

- ② 2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又は DBN)
 - ③ テトラヒドロフラン
 - ④ 1-ブタノール
 - ⑤ フルフラール
 - ⑥ 2-(1-メチルエトキシ)エタノール
- (5) **食事** 2 調査対象物質中、次の 2 物質が検出された。
- ① ヒドラジン
 - ② *N*-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン)

3. **モニタリング調査** POPs 条約対象物質 10 物質(群) (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。)に同条約の対象物質の候補となる可能性のある HCH 類を加えた 11 物質(群)のほか、2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-メリアジン(別名:アトラジン)、2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)、2,4,6-トリ-*tert*-ブチルフェノール、フタル酸ジ-*n*-ブチル、ポリ塩化ナフタレン類、ジオクチルスズ化合物、りん酸トリ-*n*-ブチルの 7 物質(群)について調査を実施した。

水質 48 地点 11 物質(群)、底質 64 地点 11 物質(群)、生物 23 地点(貝類 7 地点、魚類 16 地点、鳥類 2 地点) 18 物質(群)及び大気 37 地点 12 物質(群)を対象に調査を行った。

POPs については水質、底質及び大気でのトキサフェン類並びに水質でのヘプタクロル類の一部を除き、調査を実施した全物質・媒体から検出された。

POPs 以外の 7 物質(群)については、生物での 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-メリアジン(別名:アトラジン)及び生物でのりん酸トリ-*n*-ブチルを除き、調査を実施した全物質・媒体から検出された。

Ⅲ. 平成 19 年度調査内容について

1. **初期環境調査** 29 物質(群)について調査を実施している。

- (1) アジピン酸
- (2) エチレンイミン
- (3) 4'-エトキシアセトアニリド(別名:フェナセチン)
- (4) 2,4-キシレノール
- (5) キノリン
- (6) 5-クロロ-*N*-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン(別名:ピリミジフェン)
- (7) 1-クロロナフタレン
- (8) *o*-クロロニトロベンゼン
- (9) 2,6-ジニトロトルエン

- (10) *m*-ジニトロベンゼン
- (11) ジベンジルエーテル
- (12) 1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩
- (13) 1,2-ジ-(3-メトキシカルボニル-2-チオウレイド)ベンゼン(別名:チオファネートメチル)
- (14) テレフタル酸ジメチル
- (15) 二硝酸プロピレン
- (16) 2-ニトロアニリン
- (17) *m*-ニトロアニリン
- (18) バナジウム
- (19) サリチルアルデヒド
- (20) フェナントレン
- (21) フェニルオキシラン
- (22) フタル酸ジメチル
- (23) ベンジルアルコール
- (24) メチルヒドラジン
- (25) 2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ビフェントリン)
- (26) 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール
- (27) 9-メトキシ-7*H*-フロ[3,2-*g*][1]ベンゾピラン-7-オン(別名:メトキサレン)
- (28) メルカプト酢酸
- (29) リン酸トリフェニル

2. 詳細環境調査 25 物質(群)について調査を実施している。

- (1) アクリル酸
- (2) エスフェンバレレート
- (3) *N*-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名:ペンディメタリン)
- (4) *S*-エチル=ヘキサヒドロ-1*H*-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)
- (5) 2-クロロ-2',6'-ジエチル-*N*-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)
- (6) α -クロロトルエン
- (7) α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名:フェンバレレート)
- (8) ジイソプロピルナフタレン
- (9) ジエチルビフェニル
- (10) シクロヘキセン
- (11) 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D、2,4-PA)
- (12) ジフェニルアミン

- (13) 6,6'-ジ-*tert*-ブチル-4,4'-ジメチル-2,2'-メチレンジフェノール
- (14) ジベンジルトルエン
- (15) 2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又は PAP)
- (16) 水素化テルフェニル
- (17) 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名:ダゾメット)
- (18) チオリン酸 *O,O*-ジメチル-*O*-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又は MPP)
- (19) テストステロン
- (20) ナфтаレン
- (21) 1,1-ビス(*tert*-ブチルジオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン
- (22) ヒドラジン
- (23) ビフェニル
- (24) ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
- (25) 6-メチルヘプチル=3-(3,5-ジ-*tert*-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロピオナート

3. **モニタリング調査** POPs 条約対象物質 10 物質(群) (ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。)に同条約の対象物質の候補となる可能性のある HCH 類を加えた 11 物質(群)のほか、以下の7物質(群)について調査を実施している。

- (1) アクリルアミド
- (2) テトラブロモビスフェノール A
- (3) ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
- (4) ヘキサブロモベンゼン
- (5) トリクロロベンゼン類
 - 総量のほか、以下の項目について測定
 - 1,2,3-トリクロロベンゼン
 - 1,2,4-トリクロロベンゼン
 - 1,3,5-トリクロロベンゼン
- (6) テトラクロロベンゼン類
 - 総量のほか、以下の項目について測定
 - 1,2,3,4-テトラクロロベンゼン
 - 1,2,3,5-テトラクロロベンゼン
 - 1,2,4,5-テトラクロロベンゼン
- (7) ペンタクロロベンゼン

以上

化学物質の環境リスク初期評価（第6次とりまとめ）の結果について

平成20年7月11日（金）
環境省総合環境政策局環境保健部
環境安全課環境リスク評価室

○環境リスク初期評価（第6次とりまとめ）の結果の概要

(1) 対象物質

今回の第6次とりまとめにおいては、健康リスクと生態リスクの双方を対象した環境リスク初期評価を21物質、生態リスク初期評価を11物質、それぞれ実施し、とりまとめた。

(2) 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象）

対象とした21物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理をすると、以下のとおりとなる。

今回の第6次とりまとめにより、これまでに137物質の環境リスク初期評価がとりまとめられたことになる。

		健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補		【0物質】	【1物質】 2,6-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-メチルフェノール
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【4物質】 イソプロピルベンゼン、2-ブトキシエタノール、2-プロパノール、メチルイソブチルケトン	【2物質】 ジシクロヘキシルアミン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【8物質】 イソホロン、酢酸2-エトキシエチル、 <i>m</i> -ジクロロベンゼン、ジシクロヘキシルアミン、ジシクロペンタジエン、トリエチルアミン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【9物質】 <i>N</i> -エチルアニリン、 <i>p</i> -クロロトルエン、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、3,3'-ジクロロベンジジン、2,6-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-メチルフェノール、2,4-トルエンジアミン、 <i>o</i> -ニトロトルエン、1-プロパノール、メチルエチルケトン	【17物質】 イソプロピルベンゼン、イソホロン、 <i>N</i> -エチルアニリン、 <i>p</i> -クロロトルエン、酢酸2-エトキシエチル、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、3,3'-ジクロロベンジジン、 <i>m</i> -ジクロロベンゼン [*] 、ジシクロペンタジエン、トリエチルアミン、2,4-トルエンジアミン、 <i>o</i> -ニトロトルエン、2-ブトキシエタノール、1-プロパノール、2-プロパノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン

注) ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩については、生態リスク初期評価は未実施。
 ※ガイドラインに従い算出されたPEC/PNEC比ではリスクの判定は出来なくなったが、諸データから総合的に判断して、現時点では更なる作業の必要性は低いと考えられる。

(3) 追加的に実施した生態リスク初期評価の結果

対象とした11物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりとなる。

今回の第6次とりまとめにより、上記環境リスク初期評価の137物質に加え、これまでに85物質の生態リスク初期評価がとりまとめられたことになる。

A. 詳細な評価を行う候補		【5物質】 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(LAS)及びその塩、ふっ化水素及びその水溶性塩、ほう素及びその化合物、マンガン及びその化合物、 <i>N</i> -メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル
B. 関連情報の収集が必要	B1 リスクはAより低いと考えられるが、引き続き、関連情報の収集が必要	【1物質】 ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエーテル
	B2 リスクの判定はできないが、総合的に考えて、関連情報の収集が必要	【2物質】 アンチモン及びその化合物、オクタクロロスチレン
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い		【3物質】 <i>p</i> -クロロフェノール、 <i>p</i> -ブロモフェノール、ベンゾフェノン

(4) 留意事項

今回の結果から直ちに環境リスクの抑制が必要であると判断されるわけではない。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況について

平成20年7月11日
環境保健部化学物質審査室

1. 化学物質審査小委員会における審議状況

前回環境保健部会での報告以降（平成20年2月～平成20年6月）開催された化学物質審査小委員会（以下「審査小委員会」という。）における審議状況は、以下のとおり。

(1) 新規化学物質

第76-79回審査小委員会において、延べ194件について審査を行った。

① 通常審査の状況

- ・ 分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出17件に対して審査を実施。
- ・ 高分子化合物については、安定性試験等をもとに110件の審査を実施。
- ・ 良分解性化合物については、分解度試験をもとに11件の審査を実施。

② 低生産量新規化学物質の特例審査の状況

- ・ 難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が10トン以下であること等について3大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。これについて56件の審査を実施。

(2) 既存化学物質

第76-79回審査小委員会では、審議を行っていない。

（次回審議は第80回審査小委員会の予定。）

表. 化学物質審査小委員会における平成20年2月～平成20年6月の審議物質数

	第76回 H20. 3. 28	第77回 H20. 4. 25	第78回 H20. 5. 23	第79回 H20. 6. 20
審議物質数	59	55	34	46
（新規化学物質）	(59)	(55)	(34)	(46)
（既存化学物質）	—	—	—	—

参考. 化学物質審査小委員会における審議物質数（平成16年度以降）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 ※
審議物質数	412	432	454	527	135
(新規化学物質)	(338)	(318)	(356)	(446)	(135)
(既存化学物質)	(74)	(114)	(98)	(81)	(0)

※平成20年度は平成20年6月までの審議物質数

<Japanチャレンジプログラムについて>

約2万物質の既存化学物質については、平成17年6月より実施している「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム）」による事業者の自主的な取組も活用して、効果的・効率的に安全性の点検を進めている。

本プログラムは、外部有識者等からなるプログラム推進委員会において、助言等を得つつ進めることとしており、6月11日には第5回推進委員会が開催され、本プログラムの中間評価（案）について御議論いただいたところ。中間評価案においては、これまでの進捗状況を踏まえ、プログラム全体の総括、国及び事業者の取組に関する総括と課題の抽出を行うとともに、今後の取組の方針が示された。（詳細は別添資料を参照）

2. 中間物等の特例に係る事前確認・事後監視の状況

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）は、3大臣の事前確認を受けることにより、審議会（審査小委員会）における毒性等の審査を受けることなく製造・輸入が可能となる。

平成19年度には225件の事前確認を実施した。

また、平成17年度より確認を受けた事業所への立入検査による事後監視を開始しており、環境省（本省及び地方環境事務所）、厚生労働省、経済産業省及び（独）製品評価技術基盤機構が協同して、平成17年度は1件、平成18年度は10件、平成19年度は28件、平成20年度（平成20年6月末日まで）は11件の立入検査を実施した。

立入検査対象事業所は、原則前年度に製造・輸入の実績があった事業所の中から確認物質数や地域分布などを考慮して選定しているが、300を超える確認事業所に対する確実な事後監視を進めるため、今後もできる限り多くの事業所への立入検査を実施する。

3. 規制対象物質の指定状況

規制対象物質の種類	指定物質数	規制等の措置内容
第一種特定化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性あり)	16 (0)	製造・輸入の許可制、 使用の制限（事実上の 禁止）等
第二種特定化学物質 (難分解性、人又は生活環境動植物への長期毒性あり、環境中 に相当程度残留)	23 (0)	製造・輸入量の制限等
第一種監視化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性不明)	35 (0)	製造・輸入量の実績の 届出等
第二種監視化学物質 (難分解性、人への長期毒性の疑いあり)	909 (33)	
第三種監視化学物質 (難分解性、生態毒性あり)	115 (54)	

(注) 指定物質数欄中のかっこ内は、前回環境保健部会以降に指定された物質数を示す。

Japan チャレンジプログラム中間評価（案）について

平成 20 年 7 月 11 日
環境保健部化学物質審査室

既存化学物質の安全性点検を官民連携により推進している「Japan チャレンジプログラム」について、本年 6 月に開催された同プログラム推進委員会における助言等を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、中間評価案を取りまとめた。中間評価案においては、これまでの進捗状況を踏まえ、プログラム全体の総括、国及び事業者の取組に関する総括と課題の抽出を行うとともに、今後の取組の方針が示された。

1. Japan チャレンジプログラムの概要と進捗状況

- Japan チャレンジプログラムは、既存化学物質に対し、平成 20 年度までに優先して安全情報を収集・発信すべきとされた「優先情報収集対象物質」（国が 645 物質を選定）についての安全性情報の収集及び発信を行うもの。情報の収集に当たっては、産業界と連携して取り組むこととなっており、OECD等の海外の取組等による安全性情報の収集予定がない物質については、事業者の自発的意志によるスポンサー協力を求めている。
- 優先情報収集対象物質のうち、海外のプログラムにおいて情報収集が行われている物質が、平成 20 年 6 月時点で 532 物質であり、国内のスポンサー募集の対象となるものが 126 物質（海外で情報収集が行われているが、スポンサー登録された 13 物質を含む。）となっている。このうち、89 物質、また、優先情報収集対象物質リスト外の 3 物質についてもスポンサー登録があったため、合計 92 物質について、108 の企業・団体からスポンサーとしての参加・協力が得られている。
- 本プログラムは、外部有識者等からなるプログラム推進委員会において、助言等を得つつ進めることとしており、本年 6 月 11 日には第 5 回推進委員会が開催され、本プログラムの中間評価（案）について御議論いただいたところ。

2. 今後のスケジュール（予定）

- 8 月 パブリックコメント（7 月 8 日より実施中）を踏まえ、中間評価を確定、公表
- 9 月～ 3 省において、更なるスポンサー呼びかけ等のフォローアップ実施

3. 中間評価の内容について

（1）プログラム全体の評価

○産業界と国の連携によるプログラムの推進、政府部内における連携の強化、国際的な取組との協調、収集情報の一元管理・公表という点において、当初の提案より遅れが見られるものの進展している。本プログラムは全体として適切な枠組みであった。

(2) 事業者及び国の取組の評価

A) 事業者の取組

- プログラムの趣旨・目標について事業者（産業界）から多くの理解と賛同が集まっており、多大なコスト負担の可能性があったにもかかわらず、スポンサーとしての適切かつ妥当な協力がなされてきた。
- プログラム開始後3年を経過した時点において、スポンサー未登録物質が残っていることや、安全性情報の収集が終了して報告書が提出された物質が少数に留まっていることについては、自主的取り組みのインセンティブが働かないこと等のプログラムの問題点であるとの指摘もあり。
- スポンサー未登録物質については、事業者としても、更なる協力の可能性について引き続き検討を行うことが必要。 等

B) 国の取組

- 国は、政府内及び事業者との連携の下、必要な取組を行った。
- 情報については、当初提案の期間内（今年度末）に収集・発信を終える見込みに至っていない。期限を再設定し、計画的に情報の収集・発信を行うことが必要。
- 平成20年5月に公開された3省共同の化審法データベース「J-CHECK」の改良、優先取組物質リストの作成に当たっての製造・輸入量の正確な把握方法等の検討など、自主的な取組を促す前提としてのリストの作成方法の検討が必要。

(3) 今後の進め方

- 国は、優先度を勘案しつつ、平成21年3月末までは引き続きスポンサー獲得に向けた働きかけを継続。平成21年3月末時点でスポンサー未登録物質があれば、スポンサー登録の受付は継続しつつ、必要な対応を検討。
- J-CHECK（データベース）については、国が行った既存点検の試験結果等の更なる情報の充実を図るとともに、ユーザーの利用しやすさの面から改善。
- 本プログラムにより得られた安全性情報について、海外に向けた情報発信の強化・OECDプログラムへの貢献。
- 本プログラムにより得られた安全性情報について、平成24年度中を目途に、国が各化学物質の有害性評価を実施。スポンサー企業に対しては、安全性情報収集報告書を出来る限り早期に、遅くとも平成23年度中に提出するよう協力を依頼。
- 来年4月以降の取組については、Japan チャレンジプログラムの経験と成果を十分に踏まえ、化審法見直しの検討状況を見つつ検討。その際、新たに高生産量となった物質を考慮するとともに、必要に応じて無機化学物質の扱い、リスクの観点も踏まえた優先順位付け等の改善の余地あり。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の見直しに係る審議について

平成 20 年 7 月 11 日

環境保健部化学物質審査室

1. 背景

化学物質の管理については、平成 14 年のヨハネスブルグサミットで合意された、「化学物質の生産、使用に伴う人の健康及び環境への影響を 2020 年までに最小化させる」との世界的な目標に向け、内外において大きな動きが見られる。

我が国では、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画において、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を重点分野政策プログラムの一つに位置づけ、科学的な環境リスク評価の推進、効果的・効率的なリスク管理の推進、リスクコミュニケーションの推進、国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応を重点的取組事項に定めている。

こうした中、平成 18 年 11 月 24 日、環境大臣より中央環境審議会に対し、今後の化学物質環境対策の在り方について諮問を行い、化学物質排出把握管理促進法及び化学物質審査規制法の見直しの在り方についての審議が開始された。

このうち、化学物質排出把握管理促進法に関しては、産業構造審議会との合同会合で審議を行い、平成 19 年 8 月、その制度見直しのための中間答申が取りまとめられた。

化学物質審査規制法については、同法平成 15 年改正法附則第 6 条において「政府は、この法律の施行（平成 16 年 4 月 1 日）後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることを受け、化学物質管理を取り巻く環境の変化、また、化管法との一体的な運用の可能性の観点も含めて、その制度改正の必要性等について検討を行うため、平成 20 年 1 月、厚生科学審議会及び産業構造審議会との合同委員会を設け、審議を開始した。

2. 審議の状況

化審法の見直しに係る審議は、現在、3 審議会の下に設置される専門委員会・小委員会及びそれらに設置された分科会等の合同開催（化審法見直し合同委員会及び合同WG）により進められている。

厚生科学審議会 化学物質制度改正検討部会

化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会

産業構造審議会 化学・バイオ部会
化学物質管理企画小委員会
中央環境審議会 環境保健部会
化学物質環境対策小委員会

これまでの審議の状況は以下のとおりである。

第1回合同委員会 平成20年1月31日（木）
主な議題：化学物質審査規制法の施行状況について
化学物質管理に係る国際動向について
化審法見直し合同WGにおける検討課題について
第1回合同WG 平成20年2月19日（火）
議題：ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理
第2回合同WG 平成20年3月27日（火）
議題：リスク評価の必要性和効率的実施方法
第3回合同WG 平成20年5月29日（木）
議題：新規化学物質審査制度等のハザード評価方法の在り方
第4回合同WG 平成20年7月10日（木）
議題：今後の化学物質管理の在り方

第4回合同WGにおいては、それまでの合同委員会及び合同WGにおける指摘事項を踏まえ、別添1の論点メモにより議論が行われた。

また、平成20年6月29日（日）、化学物質審査規制法に関する市民団体等の意見を聴取するために「化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム」が開催され、その結果（別添2参照）についても、第4回合同WGに報告された。

3. 今後の予定

今後、合同WGにおける論点を整理して合同委員会に報告し、化学物質審査規制法の見直しの在り方について、合同委員会でご審議いただくこととしている。第2回合同委員会は、平成20年8月28日（木）に開催予定である。

今後の化学物質管理のあり方 (論点メモ)

WSSDの目標においては、「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」とされている。化審法では、2020年に向けて、どのような体系の下で、市場に流通する化学物質に関する情報を収集して人の健康や環境にもたらす影響を評価(リスク評価)し、それらのリスクが適正なレベルに管理された状態で製造・輸入が行われるようにしていくべきか。

(1) 2020年目標を踏まえた化学物質管理の基本的な考え方

WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット) 2020年目標を踏まえ、2020年までに、我が国で製造・使用されている化学物質のリスクを評価し、リスクに応じた管理がなされている状態を実現することを目指すべきではないか。

(2) 段階的なリスク評価体系の構築

環境を経由した化学物質の人や動植物への影響を最小化するためには、化学物質のもつハザード情報とばく露情報を踏まえたリスク評価を行い、その結果に基づいた適切な管理を行うことが望ましいと考えられる。

現行の化審法では、まずハザードの観点から「監視化学物質」を指定し、毎年の製造・輸入数量の届出を求めてこれをリスク評価・管理の対象としてきている。このような現行の枠組みは、これまで相応の役割を果たしてきているものの、ハザード評価が十分になされないまま使用されている既存化学物質が多く存在することも事実である。

また、試験の実施等によってハザード情報を新たに取得する場合には相応の時間・費用が必要となることも踏まえると、すべての化学物質について最初から一律に詳細なリスク評価を行うことは迅速性・効率性の観点から合理的ではないと考えられるのではないか。

そこで、まずは一定数量を超えて上市されているすべての化学物質について製造・輸入数量と用途情報を収集し、環境へのばく露量とハザードに関する既知見等を踏まえて評価を行い、その結果、リスクが十分に低いと判断されるものと、リスクが十分に低いとは判断できず更なる評価を行う必要があるもの(「優先評価化学物質」(仮称))とに分類し、後者について、追加的に情報を収集した上で更に段階的に評価を進めていくこととしてはどうか。

新規化学物質については、上市前に審査を行う仕組みは維持しつつ、審査におい

て、ハザード情報に加えて上市後に想定される環境へのばく露量を踏まえた評価を行い、その結果、リスクが十分に低いと判断できないものについては、「優先評価化学物質」として分類し、上市後の化学物質と同様に段階的なリスク評価を進めていくこととしてはどうか。

また、現行の化審法では、まずハザードの観点から「監視化学物質」を指定し、毎年の製造・輸入数量の届出を求めてこれをリスク評価・管理の対象としているが、今後は、すべての化学物質についてその上市量等に応じたばく露の程度をまず判断し、それにハザードの程度を加味することで分類される「優先評価化学物質」をリスク評価・管理対象の基本としてはどうか。このような手法は、リスクに応じた適切な化学物質管理を実現すると同時に、迅速性・効率性の観点から合理的でもあると考えられるのではないか。

なお、上市後のリスク評価・管理の充実を図る観点から、必要に応じ、難分解性に関する評価方法等について検討を加えることとしてはどうか。

(3) 段階的リスク評価体系における情報収集の在り方

今後の化審法のリスク評価体系を考える上では、どのような情報に基づいてリスクが十分に低いと判断するのか、また、どのような場合に、最終的に人の健康や動植物に被害を生ずるおそれがある（リスクが高い）と判断するのかといった具体的な判断基準等を、科学的知見に基づいて示すことが望ましい。そうした判断基準等を明示することにより、事業者としても、自らの責任において管理すべきリスクの程度が具体化され、その評価のために必要となるハザード情報の収集も促進されると考えられる。

このうち、製造・輸入数量が少量である場合や、環境へのばく露が想定されないような用途で使用される場合等については、試験によるハザード情報がなくてもリスクが十分に低いと判断できることもあると考えられる。また、国際的にも、QSAR／カテゴリーアプローチを含めたハザード評価手法の開発・活用や、安全性情報の収集・提供のための基盤整備が進められており、これらの情報等を段階的なリスク評価において有効に活用することも考えられる。

他方、上記のような評価によってはリスクが十分に低いと判断できない「優先評価化学物質」については、必要となるハザード情報等が得られないことを理由に、これらの化学物質が人の健康や環境にもたらす影響を評価できない状態が継続することは望ましくないと考えられる。

このような中で、「優先評価化学物質」については、一定の法的な関与の下でハザード情報、用途情報等の収集を進めることとしてはどうか。その際、まずSIDSデータの必須項目と個々の用途情報を基本として情報収集を行い、さらに詳細な

データ（長期毒性試験データ等）の必要性が示される場合にはこれらのデータを事業者に求めてリスク評価の精度を高めていく、段階的な情報収集を行うこととしてはどうか。

なお、これらの化学物質が仮にP R T R対象物質であるならば、化管法によって収集されたP R T Rデータを活用することで、より精緻なリスク評価を実施することが可能となると考えられること、また、P R T R対象物質は、環境を経由した人や動植物への毒性に基づき選定されるものであることから、両法における情報収集の目的にも留意しつつ、両法の対象物質の整合化を進めていくこととしてはどうか。

（４）リスクが高いと評価された化学物質に関するリスク低減措置

段階的なリスク評価を実施した結果、リスクが高いと評価された化学物質については、法に基づきその製造・輸入の制限、取扱の適正化、安全性情報の確実な伝達等によるリスクの低減措置を講ずることとしてはどうか。

難分解性、高蓄積性、長期毒性の性状を併せもつ高ハザード物質については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の対象物質の判断基準等に関する動向も踏まえつつ、厳格な管理措置を継続することが望ましいのではないか。

（５）リスクに関する情報の公開と継続的な評価・管理の実施

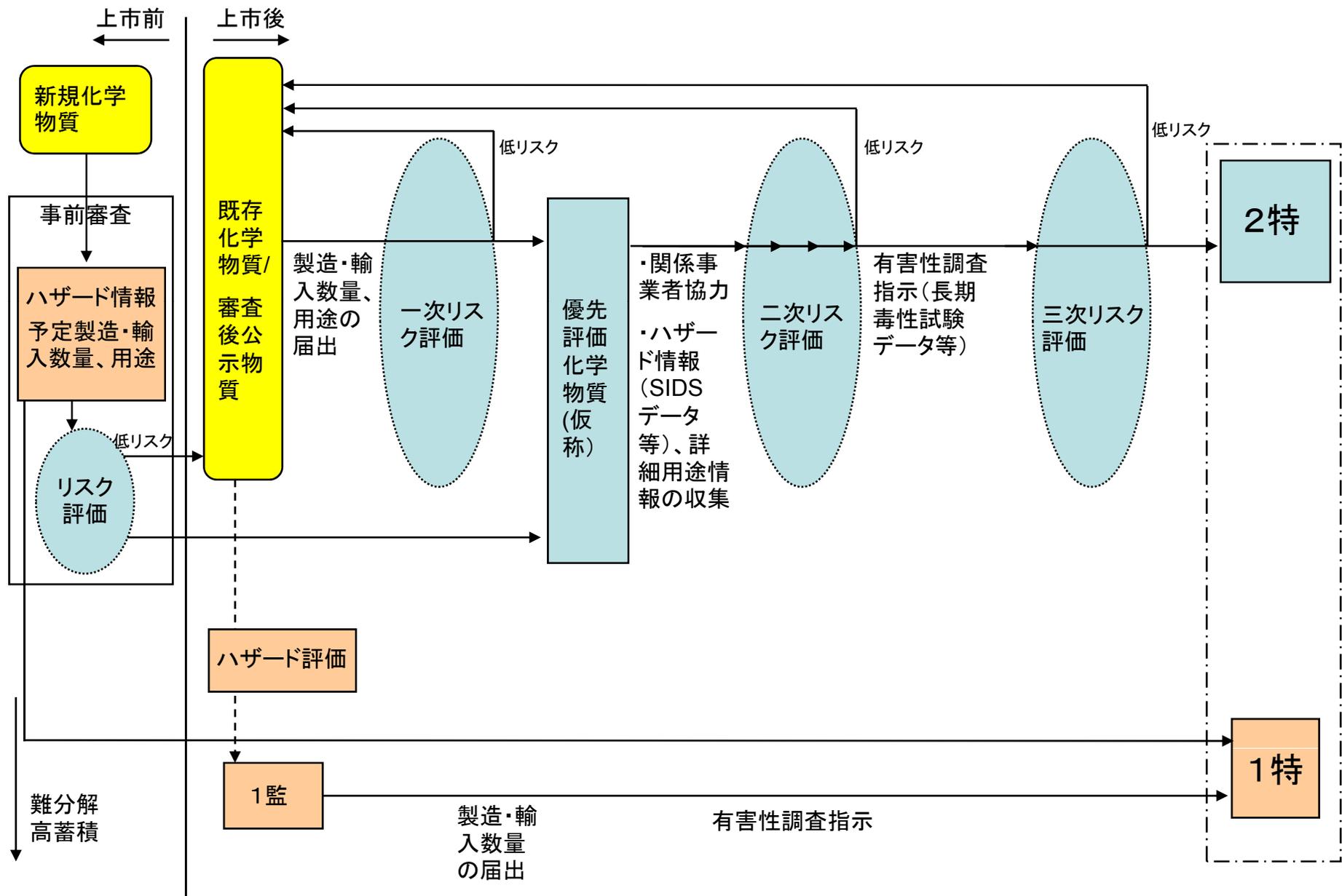
化学物質のリスクに関する情報は、化学物質の製造・輸入事業者のみならず、それを使用する事業者や消費者にとっても重要である。国は、収集したハザード情報、国が実施したハザード評価、リスク評価結果等について、安全性情報に関する基盤（データベース等）として、国際整合性にも留意しつつ、利用者が活用しやすい形で積極的に公開することが必要ではないか。

特に、化学物質を使用する事業者においては、安全な管理のための情報が必要であり、有害性が一定程度以上あると考えられる物質については、MSDS等による情報伝達が適切に行われる仕組みを作るべきではないか。

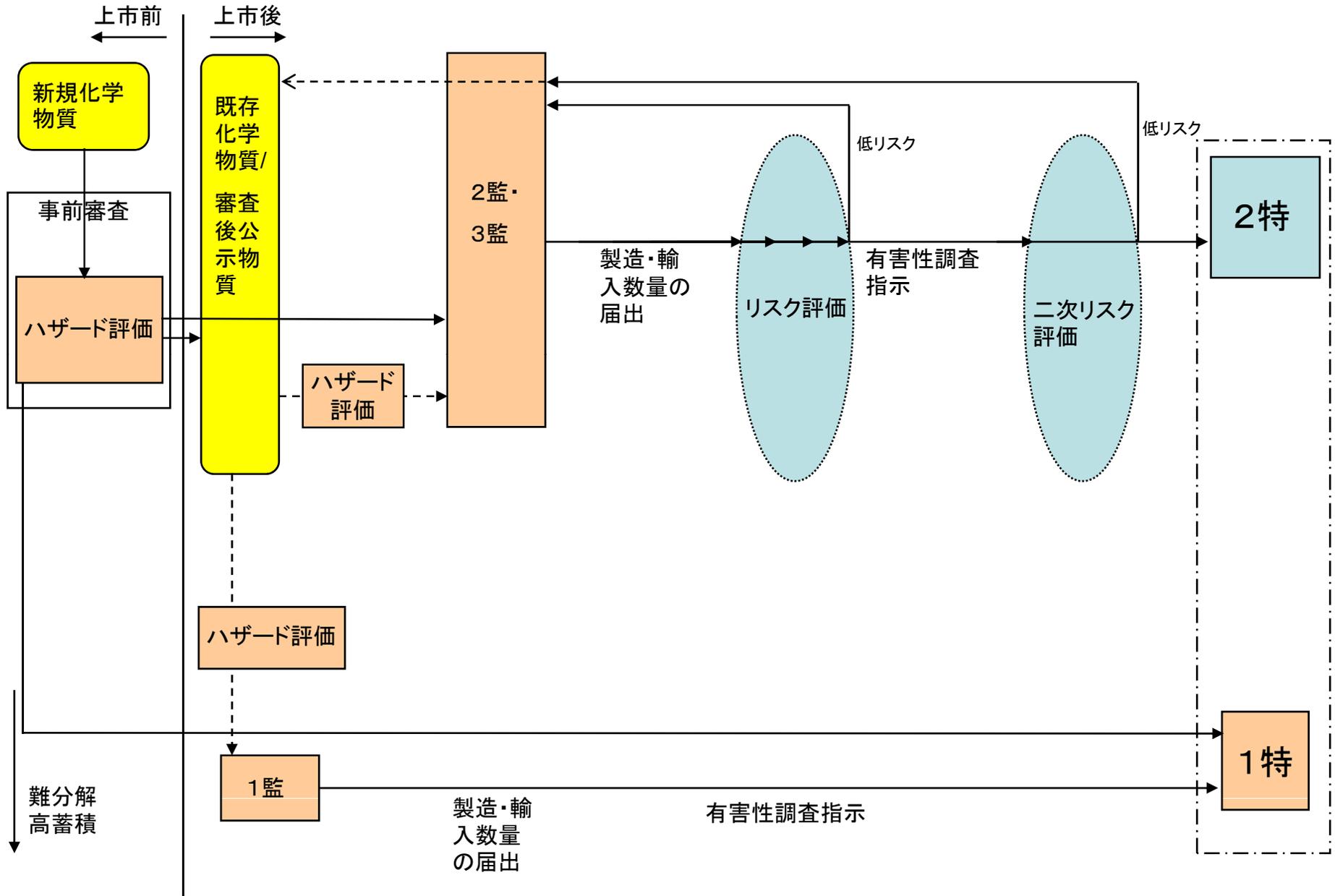
こうした中で、国は、新たな科学的知見も踏まえて継続的にリスク評価を行い、あらゆる関係者間でその結果を共有しつつ、事業者による自主管理を促進するとともに必要な規制措置を講ずることにより、リスクを適正なレベルに維持・管理していくべきではないか。

制度見直しに伴う化審法の手続等フローのイメージ

< 改正後 >



<現行法>



化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウムの概要

「化学物質審査規制法の見直しに関するシンポジウム」が、6月29日（日）に都内に開催され、事前に応募のあった5団体からの意見発表、意見交換などが行われた。これは、現在、中央環境審議会、厚生科学審議会及び産業構造審議会の合同会合において見直しの検討が進められている化学物質審査規制法について、市民団体等の意見を聴取し、関係者による意見交換を行うため、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、環境省の主催により開催したものである。

1. 開催日時等

平成20年6月29日（日） 14:00～16:30（於：東京国際フォーラム）

2. 参加者

約80名（公募により参加者を募集。化審法見直し合同委員会委員、所管省からの出席者を含む。）

3. 結果概要

（1）意見発表

環境省からの趣旨説明、化審法見直しの状況の説明の後、各団体からの発表者より、以下の内容の発表があった。

- ナノ物質については、市民の参加の下に、予防原則に基づく法的強制力のある管理が必要。化審法の改正ではなく、予防原則と「データなければ市場なし」の理念に基づく「ナノ物質管理法」の制定、過渡期の対応等を提案。
- 国際潮流に沿った化学物質の総合管理体系を実現するためには、法律、行政、評価機関の一元化による管理能力の強化と国際整合性の確保を図る必要。“化学物質総合管理法”の制定等を提案。
- 予防原則等の明記、既存物質対策の強化、高懸念物質への対応、情報流通の強化等の法改正のポイントの提案。化学物質管理の一元的組織の設立及び“化学物質対策基本法”の制定等を提案。
- ビジョンを明確にし、省庁の所管にとらわれず化学物質管理体系を包括的に見直すことが必要。市民の理解促進のための平易な情報提供が必要。幅広い関係者の参加による国際化学物質管理戦略（SAICM）の国内実施計画の策定を提案。
- SAICMの公約を誠実に実行し、省庁の権限の枠を外した化学物質総合管理が行える仕組み作りが必要。消費者の立場からは情報開示を重視。「消費者庁」の創設に向けた動き及びその基本方針が参考になる。

（2）意見交換

意見交換においては、ファシリテータ（環境省）による進行により、①発表に関する質

疑、②発表者による意見交換、③フロアからの意見提出などが行われた。提示された意見の概要については、以下のとおり。

<発表者からの意見>

- 化審法と化管法の見直しを行う前に、現在の法体系が最善であるかどうかの議論が必要。
- 欧州では、REACH規則に先立ち、関係者の幅広い参加により「白書」が作られたが、我が国でも同様の手続を経るべき。
- 広く国民の声を聴きながら、化学物質管理に関する現状分析（ナショナルプロファイル）をまず作り、現状と課題を洗い出す作業を経て、SAICMの国内行動計画に反映させるべき。
- 化学物質のリスクに関する情報が一本化され、気軽に市民が得ることができるようになるべき。
- 予防原則又は予防的取組方法をどのようにして具体的に適用するかが重要。
- 国外から見てもわかりやすい制度が必要であり、OECDの理事会決議や国連の国際合意などを実行して欲しい。そのためには中核となる法律と機関が必要。

<フロアからの意見>

- 化審法、化管法の検討は一旦やめて、化学物質対策の抜本的な検討を始めるべき。
- 化審法の中での人健康影響に対する環境影響の比重に物足りなさを感じる。
- 化学物質の定義について、天然物を除外すべきではない。
- 米国有害物質規制法や、EUにおけるREACHの既存化学物質点検の規則などに比べ、Japan チャレンジプログラムには法的な枠組みがないため限界がある。
- 国際的にハザードデータの共有・整備を行い、市民に公開していくべき。
- 化学物質による被害に関して消費者からの相談などに応じられる窓口を設けることも検討して欲しい。

(参考) 意見発表概要 (意見発表申込時の内容より)

意見発表①:「ナノ物質の安全管理 化審法ではなく新たなナノ物質管理法が必要」 安間 武 化学物質問題市民研究会
ナノ物質の特徴は、そのサイズが非常に小さく、質量当りの表面積が非常に大きいことであり、バルク物質とは全く異なる新たな特性を帯びると言われている。これらの特性を利用してナノ技術は既に広い範囲で実用化されているが、一方でこれらの特性の有害リスクが懸念されている。ナノ物質は危険な特性を含めて全ての特性が確かめられなくてはならない。ある種のナノ物質が環境や生物に重大な危害を及ぼす可能性があることを示す多くの研究がある。しかし現在、世界中でナノ物質／ナノテク製品を規制している国はない。多くのナノ物質が安全性の確認及び表示義務もなく市場に出されている。意見発表ではナノ物質の有害性報告の事例紹介、ナノ物質管理に関する NGO の意見、著名な機関の勧告、化審法見直し合同会議等での国の見解を紹介。これらに基づきナノ物質管理の要件を提案し、化審法の改正ではなく、“ナノ物質管理法”を新たに制定すべきこと、及び新法制定までの過渡期対応を提案する。

意見発表②:「化学物質総合管理を実現する法体系への変革の提言」 星川 欣孝 特定非営利活動法人化学生物総合管理学会
緊急提言 (法律と行政の一元化による化学物質総合管理能力の強化 - 国民の窮状を救い国際公約を守るために -) に関連して、化審法を含めた化学物質管理法制の見直しの視座のあり方について主に以下に関する意見を述べる。 1. 国際合意事項等への計画的対応の必要性 (1) OECD 理事会決議事項 (2) UNCED 採択事項: リオ宣言、アジェンダ 21 第 19 章 (3) ICCM 採択事項: SAICM (ドバイ宣言、総合戦略、世界行動計画) 2. 規制改革に関する OECD 対日勧告事項への政策的対応の必要性 3. 化学物質管理法制に係る課題への対応の基本的視座 基本的視座: 法律制度の統合化による管理能力の強化と国際整合性の確保

意見発表③:「化審法の見直しポイント及び基本法制定の必要性について」 中下 裕子 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
1、次のような点を法改正に盛り込むことを提案します ①予防原則、代替原則、弱者への配慮、生産者責任原則等を明記すべきである ②既存化学物質についても新規物質と同様にデータ等の届出を義務付ける必要がある。 ③良分解性物質や VPVB を含めて、広く高懸念物質に対する規制とすべきである ④製造・輸入量や用途情報の届出を義務付けるとともに、上流の生産者から末端消費者まで化学物質に係わる情報が円満に流通するシステムを構築する必要がある。 2、領域・用途別の省庁縦割り行政の欠点を補うために、共通の基本理念・基本戦略を

定める「化学物質政策基本法」(仮称)を制定し、その下で化審法の改正を進めることを提案します。

意見発表④：「現行の化審法の枠にとらわれない見直しを」

村田 幸雄 財団法人世界自然保護基金ジャパン

1. 現行の化審法について

設計思想が古く、小手先の手直しでは以下のような今日的課題に応えきれないことは明らかである。この機に省庁の管轄にとらわれることなく、化学物質管理全体の体系を包括的に見直すべきではないか。

- 予防原則/予防的アプローチの適用
- 既存化学物質の安全性データ不備
- Duty of Care
- ライフサイクルにわたる管理
- 安全性情報伝達

など・・・

2. 化審法見直し合同委員会について

国際的にも「社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要」(SAICM ドバイ宣言)とされているにもかかわらず、何を指して見直すのか方向が示されず、また議題にも設定されていない。また委員構成がステークホルダー参加の観点から適切とはいえない

3. 化審法見直しの取組に限らず、化学物質管理に係わる国の分かりにくい情報提供が逆に国民の理解を妨げている。そこで、理解促進のための効果的な取組を提案したい。

意見発表⑤：「消費者の利益を中心にすえた化学物質政策を！」

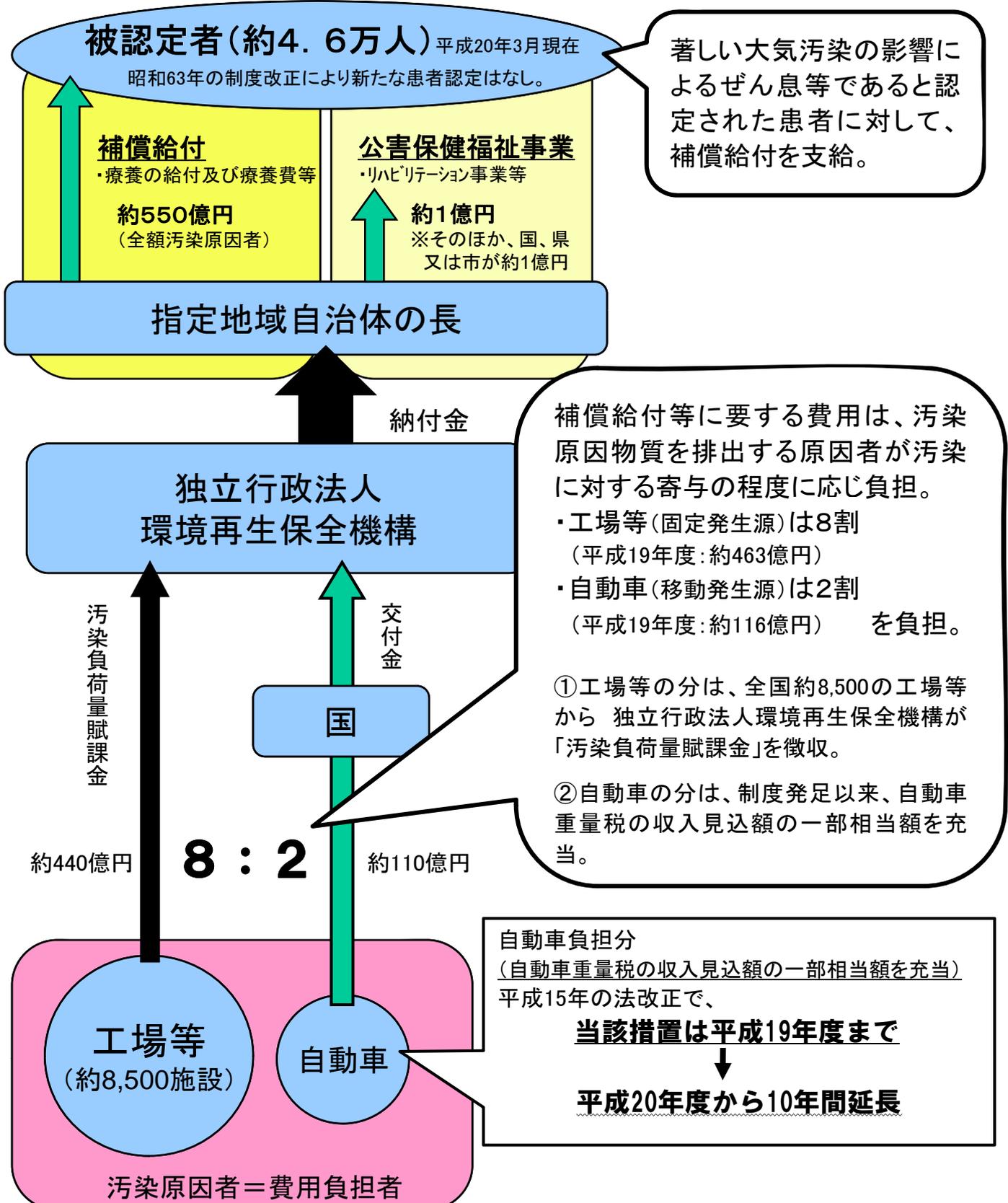
茂木 なほみ 主婦連合会

国際化学物質管理戦略(SAICM)の公約も誠実に実行する事が必要であり、省庁の権限の枠を外した化学物質総合管理が行なえる法制度が必要である。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律の概要

公害健康被害補償制度(大気汚染系)の仕組み

民事責任を踏まえた公害健康被害者の迅速かつ公正な救済を目的とする行政上の補償制度
[制度の発足]昭和49年9月(昭和63年3月1日改正法施行)



(注)金額及び施設数は平成20年度見込

公害健康被害補償制度

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償法を制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者
(被認定者数及び指定地域は、次頁表1、図1のとおり。)

- ①**第一種地域**：相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除)
- ②**第二種地域**：水俣病、イタイイタイ病等原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域

補償等の内容及び財源

(1)医療費等の補償給付

療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付

<財源>

第1種地域:汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

第2種地域:汚染原因者からの特定賦課金(水俣病及びイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

(2)公害保健福祉事業

リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施

<財源>

国1/4、県又は市1/4、汚染原因者(汚染負荷量賦課金、自動車重量税、特定賦課金)1/2

(3)健康被害予防事業(昭和63年の第一種指定地域の解除の際に創設)

健康の確保・回復を図る事業及び環境の改善に資する事業を実施

<財源>

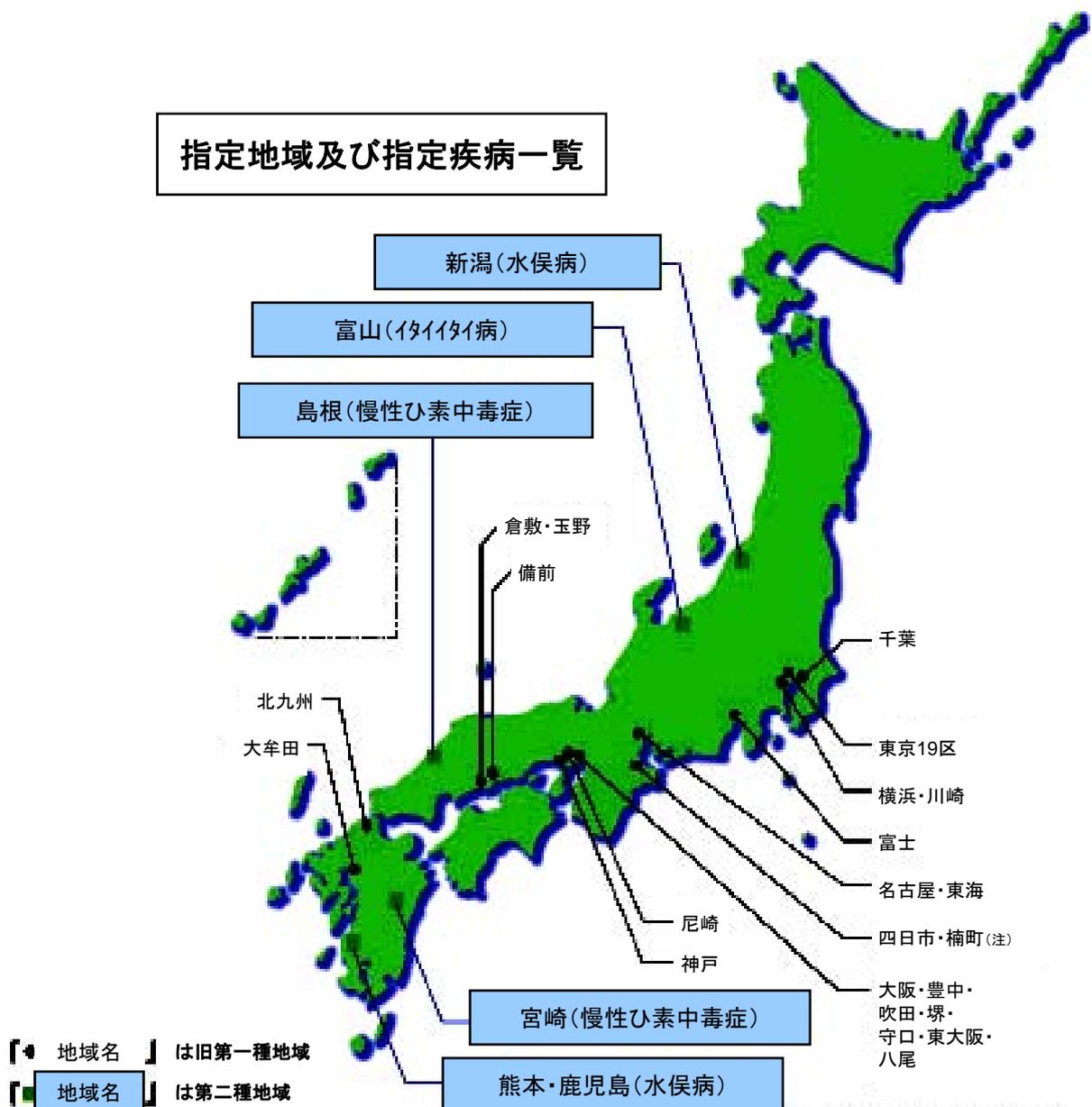
事業者及び国等の拠出による約500億円の基金の運用益

※ 平成20年度より補助金による「自立支援型公害健康被害予防事業」を実施

表1

	指定疾病	指定地域	被認定者数 (H20.3末生存者)
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支ぜん息、 ぜん息性気管支炎及び肺気腫 並びにこれらの続発症	四日市、東京19区、川崎、 尼崎等41地域	45,739
第二種地域	水俣病	・熊本県・鹿児島県 ・新潟県	855
	イタイイタイ病	・富山県	5
	慢性砒素中毒	・宮崎県 ・島根県	53

図1



水俣病対策をめぐる現状について

平成20年5月31日

平成16年の最高裁判決後の公健法認定申請者の急増

- 公健法認定申請の未処分件数（関西訴訟最高裁判決～5/31現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,718名	2,334名	31名	6,083名

新たな損害賠償請求訴訟の提訴と原告の増加

- 現在係属されている損害賠償請求訴訟は、以下のとおり。
17年10月 不知火患者会訴訟（原告）20年3月27日第11陣29名が提訴、計1,499人（被告）国・熊本県・チッソ
19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）13人（被告）国・新潟県・昭和電工
19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ
※ その他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

新保健手帳の増加

- 17年10月から申請受付を再開した新保健手帳の申請者数等については、以下のとおり。

(5月末現在)

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
申請者数	16,154	3,319	254	19,727
審査終了件数※1	15,677(341)	3,224(112)	254(4)	19,155(460)
交付件数 ※2	14,151(310)	2,898(97)	227(4)	17,276(411)

※1 ()内は審査終了件数のうち、公健法認定申請中の者の数

※2 ()内は保健手帳交付者のうち、公健法認定申請を取り下げた者の数

認定審査会の動き

- 関係県市の認定審査会の状況については、以下のとおり。
熊本県 19年3月に再開（2年7ヶ月ぶり）
鹿児島県 17年3月から審査が再開されていない状況
新潟県・市 19年3月に再開（5年半ぶり）

申請者医療事業受給者の増加

- 申請者医療事業受給者数（関西訴訟最高裁判決～6/1現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,370名	1,960名	10名	5,340名

現在係属中の水俣病関係訴訟

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
水俣病認定申請棄却処分取消訴訟	福岡高裁	H13.12.18	水俣病認定申請棄却処分者遺族 1名	熊本県	二審係争中	被告知事による水俣病認定申請棄却処分の取消等

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
不知火患者会訴訟	熊本地裁	H17.10.3(第1陣) H17.11.14(第2陣) H17.12.19(第3陣) H18.2.22(第4陣) H18.4.17(第5陣) H18.8.11(第6陣) H18.11.21(第7陣) H19.3.28(第8陣) H19.8.28(第9陣) H19.10.11(第10陣) H20.3.27(第11陣)	水俣病認定申請者等 1,497名	国、熊本県、 チツソ	一審係争中	原告一人あたり一律 850万円 (慰謝料800万円+弁護士費用50万円)

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
新潟水俣病第3次訴訟	新潟地裁	H18.4.27 H19.11.8	水俣病認定申請者等 13名	昭和電工、 国、新潟県	一審係争中	原告一人当たり1,200万円の損害賠償金(弁護士費用200万円を含む)、500万円の死亡時支払金の他、将来の年金、遅滞損害金

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
水俣病認定申請棄却処分取消訴訟	大阪地裁	H19.5.16	水俣病認定申請棄却処分者 1名	国、熊本県	一審係争中	被告国による審査請求棄却裁決の取消 被告知事による水俣病認定申請棄却処分の取消、認定の義務付け

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
水俣病認定申請不作為違法確認及び義務付け訴訟	熊本地裁	H19.5.18	水俣病認定申請者 2名	熊本県	一審係争中	水俣病の認定の義務付け等

訴訟名	係属裁判所	提訴年月日	原告	被告	裁判の状況	請求の内容
水俣病被害者互助会訴訟	熊本地裁	H19.10.11	水俣病認定申請者等 9名	国、熊本県、 チツソ	一審係争中	原告一人あたり 1,600万円(8名)、1億円(1名)

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点

平成 20 年 6 月

1 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

※ ただし、遡及は認定申請から 3 年前まで

※ 医療費等（医療費＋療養手当＋葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金＋特別葬祭料。計約 300 万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

2 制度発足後における未申請死亡者の扱い

(1) 請求可能期間

支給の請求可能期間を死亡から 5 年とする。

(2) 未申請死亡者への救済給付内容

特別遺族弔慰金等（約 300 万円）を支給する。

3 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から 6 年間（平成 24 年 3 月 27 日まで）に延長する。

4 特別遺族給付金関係

(1) 特別遺族給付金の請求期限の延長

法施行日から 6 年間（平成 24 年 3 月 27 日まで）に延長する。

(2) 特別遺族給付金の支給対象の拡大

法施行日の 5 年前の日から法施行日の前日までに死亡し、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効（5 年間）により消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給する。

5 事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。

6 施行期日

公布の日（平成 20 年 6 月 18 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。



※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正法》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし ⇨ 【改正法】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給

法施行日 (H18.3.27)▶ 死亡

認定申請することなく死亡

その遺族に対して特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給

※請求可能期間は死亡から5年間

※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」 → 「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正法》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正案のカバー範囲

(H13.3.26) (H15.5) (H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正法》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設 平成18年2月10日
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日

※ 制度全体について5年以内に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ①全事業主
※労働保険徴収システムを活用
- ②一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金
(独)環境再生保全機構

判定の申出

意見を聴く

環境大臣

中央環境審議会

判定結果の通知

意見

申請・請求

認定・給付

石綿に起因する指定疾病
 ・中皮腫
 ・肺がん

被害者又はこの法律の施行前に死亡した被害者のご遺族

救済給付

アスベストによる中皮腫や肺がんと認定された方への給付

- ・医療費(自己負担分)
- ・療養手当(103,870円/月)
- ・葬祭料(199,000円)

この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付

- ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

※このほか、施行前に罹患していて施行後2年以内にお亡くなりになった被認定者の方に、救済給付調整金を支給

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

[特別遺族給付金の支給]

- ①対象者: 指定疾病等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ②給付額: 特別遺族年金 原則240万円/年
 ※ 特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③財 源: 労働保険特別会計労災勘定から負担する。

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況

(平成20年4月30日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	2,002	822	107	2,931
施行前死亡者遺族	2,095	453	39	2,587
計	4,097	1,275	146	5,518

2. 認定等状況

(平成20年4月30日現在)

(1) 療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	1,186	292		1,478
不認定	187	207	100	494
取下げ*1	222	139	40	401
判定保留*2	91	67		158
判定中(申出済)*3	96	28		124
計	1,782	733	140	2,655

*1 主な理由：労災保険等支給、医学的資料が整わない。

*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2) 施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	1,840	94		1,934
不認定	36	212	10	258
取下げ*4	153	82	8	243
判定保留*5	6	53		59
判定中(申出済)*6	0	10		10
計	2,035	451	18	2,504

*4 主な理由：労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る 医学的判定の結果について

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構からの申出に対する医学的判定を平成20年6月20日に行いました。

判定結果については、今後速やかに(独)環境再生保全機構に通知する予定です。

◎医学的判定の結果

医療費等に係る65件^{*1}、特別遺族弔慰金等に係る12件^{*1}について医学的判定を行いました。

結果は以下のとおりです。

これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、(独)環境再生保全機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うこととなります。

※1 うち26件(医療費等:20件、特別遺族弔慰金等:6件)は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、(独)環境再生保全機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	65件 〔中皮腫48件〕 〔肺がん17件〕	2,278件 ^{※2} 〔中皮腫1,641件〕 〔肺がん 637件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの (認定疾病と判定するもの)	34件 〔中皮腫29件〕 〔肺がん 5件〕	1,618件 〔中皮腫1,305件〕 〔肺がん 313件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※3} (認定疾病でないとして判定するもの)	6件 〔中皮腫 2件〕 〔肺がん 4件〕	429件 〔中皮腫198件〕 〔肺がん231件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (認定疾病かどうか判定できないもの(判定保留))	25件 〔中皮腫17件〕 〔肺がん 8件〕	231件(163件) ^{※4} 〔中皮腫138件(101件)〕 〔肺がん 92件(62件)〕

※2 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※3 件数の内訳は、(独)環境再生保全機構からの医学的事項の判定申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※4 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として(独)環境再生保全機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	12件 〔中皮腫 1件〕 〔肺がん11件〕	355件 ^{※5} 〔中皮腫 15件 ^{※6} 〕 〔肺がん340件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの (認定疾病と判定するもの)	2件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 2件〕	104件 〔中皮腫 2件〕 〔肺がん102件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※7} (認定疾病でないとして判定するもの)	6件 〔中皮腫 1件〕 〔肺がん 5件〕	191件 〔中皮腫 10件〕 〔肺がん181件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (認定疾病かどうか判定できないもの(判定保留))	4件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 4件〕	60件(45件) ^{※8} 〔中皮腫 3件〕 〔肺がん 57件(42件)〕

※5 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※6 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給関係の施行)について(平成18年3月13日 環企発第060313003号 環境省総合環境政策局環境保健部長通知)」に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、(独)環境再生保全機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。

認定状況については、(独)環境再生保全機構のホームページ(<http://www.erca.go.jp>)をご覧ください。

※7 件数の内訳は、(独)環境再生保全機構からの医学的事項の判定申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※8 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により(独)環境再生保全機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として(独)環境再生保全機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

第65回石綿健康被害判定小委員会審査分科会 平成20年5月21日

第42回石綿健康被害判定小委員会 平成20年6月17日

石綿の健康影響に関する各種調査の報告について

1 調査の目的

環境省では、石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議等を踏まえ、被害の実態把握を行うことにより、制度の施行に反映させるとともに、見直しに当たっての検討材料等とするため、石綿の健康影響に関する各種調査を実施しています。

2 実施体制

調査は、「石綿の健康影響に関する検討会」（座長：内山巖雄 京都大学工学研究科教授）による評価・検討・助言をいただきつつ、計画・実施されています。平成 20 年 6 月 4 日に開催された第 14 回検討会において、平成 19 年度調査結果報告等について以下のとおり取りまとめられました。

3 平成 19 年度調査の概要

(1) 石綿の健康リスク調査（大阪府泉南地域等・尼崎市・鳥栖市・横浜市鶴見区・羽島市・奈良県の計 6 地域 ※）

1) 調査事項

一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があった 6 地域において、問診、胸部 X 線、胸部 CT 検査を実施（対象者は、石綿ばく露の可能性があったと申し出て調査への参加を希望された方）。石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握。

〔※ 大阪府泉南地域等・尼崎市・鳥栖市は平成 18 年度から継続調査、横浜市・鶴見区、羽島市、奈良県は平成 19 年度新規に調査対象としました。〕

2) 結果概要（付表 1）

- 調査対象となった受診者数は、6 地域合計で 1,814 人であり、このうち 3 地域で実施された 18 年度調査を受診した者（継続受診者）は 405 人でした。
- 1,814 人のうち、労働現場等と関連しているばく露歴が確認できる者（直接職歴、間接職歴、家庭内ばく露、立入・屋内環境ばく露のいずれかの区分に該当する者）は 1,011 人（56%）でした。労働現場等と関連しているばく露歴が確認できない者（直接職歴、間接職歴、家庭内ばく露、立入・屋内環境ばく露のいずれの区分にも該当しない者）は 803 人（44%）であり、これらの者はいずれの地域においても一定以上いました。
- 石綿ばく露特有の所見である胸膜プラークが見られた者は、労働現場等と関連しているばく露歴が確認できる者 1,011 人のうち 343 人（34%）であり、労働現場等と関連したばく露が確認できない者 803 人のうち 144 人（18%）^注 でした。この割合は、

羽島市、大阪府泉南地域等、尼崎市で比較的高い値でした。

注)18年度調査では、3地域合計で、労働現場等と関連したばく露が確認できなかった者144人のうち29人(20%)に胸膜プラークが見られました。

- 肺線維化所見である胸膜下曲線様陰影や肺野間質影が見られた者は、労働現場等と関連したばく露歴が確認できる者1,011人のうち実人数で69人(7%)、労働現場等と関連しているばく露歴が確認できない者803人のうち実人数で34人(4%)であり、奈良県、大阪府泉南地域等、尼崎市において比較的多数見られました。これらの者については、今後より詳細な調査を行うとともに、引き続き本調査へ参加していただくことにより、データを集積します。

(2) 被認定者に関するばく露状況調査

1) 調査事項

救済法に基づく平成18年度の被認定者等(医療費対象者799人、施行前死亡者(弔慰金)1,590人 計2,389人)を対象として、過去の職歴や居住歴を集計して全国的な石綿ばく露の状況を把握する調査を行いました。

2) 結果概要(付表2)

- ばく露分類別集計を行った結果、医療費グループと弔慰金グループとも職業ばく露の可能性のある者の割合が半数を超えました。
- 被認定者の職業歴について、産業分類別集計を行った結果、医療費グループと弔慰金グループとも製造業、建設業、卸売・小売業の従事者が多かった。
- 被認定者の昭和20年～平成元年の間の最長居住地について住所別集計を行った結果、医療費グループと弔慰金グループともに被認定者が最も多かったのは都道府県別では兵庫県であり、市区町村別では尼崎市でした。

平成19年度調査にかかる報告書の概要及び本体等については、別添をご覧ください。

4 平成20年度調査

(1) 石綿の健康リスク調査

引き続き、大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県の計6地域で調査を行い、データの集積に努めます。

(2) 被認定者に関するばく露状況調査

救済法に基づく、平成19年度までの被認定者等(3,351人)の職歴や居住歴を把握し、全国的な石綿ばく露の実態把握に努めます。

○石綿の健康影響に関する検討会名簿（五十音順、敬称略）

井貝 康治	羽島市福祉部長兼社会福祉事務所長
(座長) 内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授
太田 進	独立行政法人環境再生保全機構上席審議役
神山 宣彦	東洋大学経済学部教授
酒井 文和	埼玉医科大学国際医療センター教授
島 正之	兵庫医科大学教授
鈴木 啓史	尼崎市健康福祉局保健部次長
祖父江友孝	国立がんセンター がん対策情報センター がん情報・統計部長
中野 孝司	兵庫医科大学教授
野田 哲朗	大阪府健康福祉部地域医療保健室地域保健感染症課長
畑中 伊知雄	奈良県福祉部健康安全局健康増進課長
平野 靖史郎	独立行政法人国立環境研究所 環境リスク研究センター 環境ナノ生体影響研究室長
古川 次男	佐賀県佐賀中部保健福祉事務所保健監
堀 誠次	横浜市健康福祉局健康安全部長
三浦 溥太郎	横須賀市立うわまち病院副院長

付表1

平成19年度 健康リスク調査(ばく露歴と医学的所見の集計表 概略版)

	大阪府			尼崎市			鳥栖市			横浜市			羽島市			奈良県			計		
	計	ばく露歴あり	その他ばく露	計	ばく露歴あり	その他ばく露															
所見あり	309	207	102	150	84	66	74	64	10	165	77	88	198	95	103	297	158	139	1193 ※1	685 ※2	508 ※3
	71%	70%	71%	56%	60%	52%	39%	44%	22%	63%	73%	57%	67%	70%	64%	83%	84%	82%	66%	68%	63%
胸膜プラークあり (再掲)	136	116	20	80	48	32	32	29	3	44	32	12	97	56	41	98	62	36	487	343	144
	31%	39%	14%	30%	34%	25%	17%	20%	7%	17%	30%	8%	33%	41%	25%	27%	33%	21%	27%	34%	18%
肺線維化あり ※ (再掲)	29	27	2	28	16	12	8	6	2	3	2	1	1	0	1	34	18	16	103	69	34
	7%	9%	1%	10%	11%	9%	4%	4%	4%	1%	2%	1%	0%	0%	1%	9%	10%	9%	6%	7%	4%
所見なし	129	88	41	119	57	62	118	82	36	95	28	67	99	41	58	61	30	31	621	326	295
	29%	30%	29%	44%	40%	48%	61%	56%	78%	37%	27%	43%	33%	30%	36%	17%	16%	18%	34%	32%	37%
合計	438	295	143	269	141	128	192	146	46	260	105	155	297	136	161	358	188	170	1814	1011	803

※ 肺線維化ありは、胸膜下曲線様陰影又は肺野間質影が見られたもの。

※1 1193名中598名は、その他の所見(石綿関連疾患と無関係な所見)のみ見られた。

※2 685名中283名は、その他の所見(石綿関連疾患と無関係な所見)のみ見られた。

※3 508名中315名は、その他の所見(石綿関連疾患と無関係な所見)のみ見られた。

○パーセンテージは合計を分母として算出

○「ばく露歴あり」は、労働現場等と関連するばく露歴が確認できる者(直接職歴、間接職歴、家庭内ばく露、立入・屋内環境ばく露のいずれかの区分に該当する者)

○「その他ばく露」は、労働現場等と関連するばく露歴が確認できない者(直接職歴、間接職歴、家庭内ばく露、立入・屋内環境ばく露のいずれの区分にも該当しない者)

胸膜プラークありの者のばく露歴の集計表

	人数計	所見あり	胸膜プラークあり					
			小計	直接職歴	間接職歴	家族職歴	立ち入り等	その他
大阪府	438	309	136	90	11	11	4	20
尼崎市	269	150	80	27	11	4	6	32
鳥栖市	192	74	32	21	4	4	0	3
横浜市	260	165	44	19	5	0	8	12
羽島市	297	198	97	17	11	18	10	41
奈良県	358	297	98	24	10	23	5	36
計	1814	1193	487	198	52	60	33	144

付表2 平成19年度 被認定者に関するばく露状況調査 概要表

対象：平成18年度に認定された被認定者 2,389人

被認定者とアンケート回答者

		男性	女性	計
被認定者	医療費	614	185	799
	弔慰金	1,179	411	1,590
	合計	1,793	596	2,389
うち アンケート回答者	医療費	475	150	625
	弔慰金	1,052	372	1,424
	合計	1,527	522	2,049

産業別分類(重複あり)

上位3位までの産業

		男性	女性	計
医療費 グループ	製造業	382	108	490
	建設業	236	15	251
	卸売・小売業	58	26	84
弔慰金 グループ	製造業	568	179	747
	建設業	393	23	416
	卸売・小売業	130	64	194

ばく露分類別集計

		ばく露 分類	男性	女性	計
医療費 グループ	ア		362	26	388
	イ		8	22	30
	ウ		12	10	22
	エ		93	92	185
	計		475	150	625
弔慰金 グループ	ア		669	69	738
	イ		7	26	33
	ウ		10	8	18
	エ		366	269	635
	計		1,052	372	1,424

昭和20年～平成元年の最長居住地

上位5位までの都道府県

		男性	女性	計
医療費 グループ	兵庫県	62	37	99
	東京都	45	19	64
	大阪府	46	16	62
	神奈川県	20	7	27
	北海道	18	7	25
弔慰金 グループ	兵庫県	131	83	214
	大阪府	128	40	168
	東京都	84	25	109
	神奈川県	50	28	78
	北海道	44	13	57

		ばく露 分類	総人 数	割合 %
医療費グループ・ 弔慰金グループ 合計	ア		1,126	55
	イ		63	3
	ウ		40	2
	エ		820	40
	計		2,049	100

ばく露分類は以下の通り

ア：職業ばく露(直接職歴及び間接職歴)

イ：家庭内ばく露

ウ：立入・屋内環境ばく露

エ：その他・不明

昭和20年～平成元年の最長居住地

上位5位までの市区町村

		男性	女性	計
医療費 グループ	兵庫県尼崎市	38	27	65
	大阪府大阪市	26	10	36
	神奈川県横浜市	10	4	14
	兵庫県神戸市	8	3	11
	福岡県北九州市	5	2	7
弔慰金 グループ	兵庫県尼崎市	63	55	118
	大阪府大阪市	59	18	77
	神奈川県横浜市	25	16	41
	兵庫県神戸市	24	9	33
	愛知県名古屋市	13	4	17

熱中症の予防に関するシンポジウム(結果)

平成20年7月11日

環境保健部環境安全課

1. 概要

- 平成19年の夏は日本の最高気温を更新する猛暑であったことや、今後の地球温暖化やヒートアイランド現象の深刻化を踏まえ、広く熱中症関係情報を一般の方々に提供し、対策の充実を図ることを目的とし、シンポジウムを開催した。シンポジウムにおいては、講演とパネル展示を行った。
- 講演は、発症機序や歴史等の熱中症の基礎知識、熱中症患者のデータ解析を元にした熱中症の現状、気象と熱中症の関係、及び熱中症の症状と予防方法・対処方法(一般的な熱中症、スポーツ時、及び作業現場)について講演を行った。
- パネル展示では、日本救急医学会及び自治体の取組、国立環境研究所が行っている熱中症予防情報と熱中症患者速報についての展示を行った。

2. 日時

平成20年6月30日(月) 13:00~17:00

3. 会場

国連大学本部ビル3階 ウ・タント国際会議場

4. 主催

環境省

5. プログラム

主催者挨拶	石塚 正敏 (環境省環境保健部長)
来賓挨拶	今村 聡 ((社)日本医師会常任理事)
講演1部	
総合司会	櫻井 治彦 (慶應義塾大学名誉教授)
熱中症の現状	小野 雅司 ((独)国立環境研究所総合影響評価研究室長)
熱中症とは	中井 誠一 (京都女子大学家政学部教授)
気象と熱中症について	村山 貢司 ((財)気象業務支援センター専任主任技師)
講演2部	
総合司会	櫻井 治彦 (慶應義塾大学名誉教授)
熱中症の対処法	有賀 徹 (昭和大学医学部教授)
スポーツ時の注意点	川原 貴 (国立スポーツ科学センター統括研究部長)
産業現場の熱中症	堀江 正知 (産業医科大学産業生態科学研究所教授)
環境省等における取組	木村 博承 (環境省環境保健部環境安全課長)

(敬称略)